

## 【DREAMe-W JCBカード特約】

※本特約は「DREAMe-W JCBカード」の場合に適用となります。

### 第1条(本特約の目的)

本特約は、株式会社中国銀行(以下「当行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が発行するDREAMe-W JCBカード(以下「本カード」という。)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

### 第2条(本カードの発行・貸与)

1. 本カードは、当行が別に定める中国銀行JCBカード会員規約(以下「クレジットカード規約」という。)および中銀キャッシュカード規定・中銀ICキャッシュカード特約(以下併せて「キャッシュカード規定」という。)ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員(以下「本会員」という。)となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し当行およびJCB(以下「両社」という。)が承認した場合に発行されるものとします。
2. 前項にもとづいて発行される本カードの所有権は当行に帰属するものとし、当行は前項による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします(以下、本項にもとづいて本カードの貸与を受けた者を「カード会員」といいます。)。なお、本カード上には、会員氏名・JCBカード会員番号・JCBカードの有効期限・預金口座番号等が表示されています。
3. 第1項の申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。)が対応する普通預金口座を、本カードのカード利用代金、手数料等のお支払い口座として届出るものとします。

### 第3条(本カード発行にともなう既存カードの取扱い)

カード会員が本カードの発行前に保有していたお支払い口座のキャッシュカード機能または当行が発行するクレジットカードの機能は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

- (1)キャッシュカード機能の失効:カード会員が本カードを利用した時点または両社が本カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日
- (2)クレジットカード機能の失効:両社が本カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日

### 第4条(有効期限)

1. 本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。
2. 両社は、カード有効期限までに、退会の申出のない会員で、かつ、両社が審査のうえ引続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。
3. 前項にもとづいて更新カードが発行された場合においても、カード会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、カード会員が更新カードを利用した時点または両社が更新カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日に失効するものとします。

### 第5条(本カードの機能)

1. カード会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。)を、各々の規定・規約および本特約にしたがって利用することができます。
2. カード会員は、現金自動支払機(以下「CD」という。)または現金自動預払機(以下「ATM」という。)において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示にしたがって、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 前項の規定にしたがわず、カード会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、カード会員は、当該希望外取引にもとづく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングをおこなう場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

#### 第6条(本カードの機能停止等)

1. 両社は、カード会員と両社との間のクレジットカード契約、およびカード会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。これにともなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。
  - (1)本カードの再発行のため、カード会員が、当行またはJCBに本カードを返還した場合。
  - (2)本カードに関する諸変更手続きのため、カード会員が、当行またはJCBに本カードを送付し、または預けた場合。
  - (3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。
  - (4)カード会員から当行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合。
2. カード会員が本特約またはクレジットカード規約に違反し、または違反するおそれがあると合理的な理由にもとづき判断した場合には、当行またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

#### 第7条(お支払い口座の変更)

本カードの申込みの際に届出たお支払い口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更し合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

#### 第8条(届出事項の変更)

1. カード会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出なければなりません。当行への届出前に生じた損害については、当行の故意または重過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。な

お、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出るものとします。

2. 前項のうち氏名の変更があった場合においては、カード会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。

#### 第9条(紛失・盗難の届出)

カード会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって当該紛失または盗難の事実を両社に届出るものとします。

#### 第10条(カードの再発行)

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、カード会員が両社に対し本カードの再発行を求めた場合は、両社が審査のうえ原則として本カードを再発行するものとします。この場合、当該カード会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行が別途通知または公表いたします(ただし、破損・汚損・氏名の変更による再発行の場合を除きます。)。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、カード会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該カード会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。

#### 第11条(カードの返還)

カード会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これにともなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社は責任を負わないものとします。

- (1)クレジットカード規約所定の事由により当行およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合(カード会員が任意に退会した場合も含まれます。)
- (2)カード会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
- (3)カード会員が当行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申出をおこない、これを両社が認めた場合。

#### 第12条(カードの回収)

前条(1)の場合において、当行またはJCBは各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等することなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できないことにもなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。

#### 第13条(情報共有)

1. カード会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において必要な保護措置をおこなったうえで、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

- (1)会員が、両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第8条第1項にもとづいて両社に対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
  - (2)第6条第1項各号、同条第2項、第11条、第12条記載の事項。
  - (3)キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。
  - (4)その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断にかかわる当該カード会員の情報。
2. 両社は、第1項により知り得たカード会員の情報について、カード会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
  3. 当行は、本カードの発行業務をJCBおよび第三者に委託するにあたり、委託業務遂行上必要な範囲で、JCBおよび第三者に対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該カード会員に関する情報を預託します。

#### 第14条(本特約の優先適用)

1. 本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。
2. 本特約に定めのない事項は、クレジットカード機能についてはクレジットカード規約、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定が適用になるものとします。

#### 第15条(本特約の改定)

本特約は、法令の変更、監督官庁の指示またはサービス内容の変更その他必要が生じたときに改定されることがあります。

当行が特約等を変更する場合、変更する対象の特約等を特定のうえ、特約等を変更する旨、変更後の特約等の内容、効力発生時期および変更理由を当行ホームページに掲載する方法その他適宜の方法により周知します。この場合、変更日以降は、変更後の特約等にしたいがい取り扱うものとします。